

昭和二十二年勅令第百六十五号
予算決算及び会計令

目次

第一章 総則	第一節 定義（第一条）
第二節 会計年度所属区分（第一条の二・第二条）	
第三節 支出負担行為の実施計画（第十八条の二—第十八条の八）	
第四節 支払計画（第十八条の九—第十八条の十五）	
第五章 予算	第三章 決算（第十九条—第二十三条）
第六章 収入	第四章 予算の繰越等（第二十四条—第二十五条の五）
第七章 契約	第五章 徴収（第二十六条—第三十条）
第八章 国庫金及び有価証券	第六章 収納（第三十一条・第三十二条）
第九章 出納官吏	第七章 返納金の戻入（第三十三条—第三十五条）
第一節 総則（第一百十一条—第一百十四条）	第八章 小切手等の振出し（第四十五条—第五十条）
第二節 責任（第一百十五条・第一百十五条の二）	第九章 支出（第五十一条—第六十条）
第三節 檢査及び証明（第一百十六条—第一百二十七条）	第十章 支払（第六十一条—第六十三条）

第十章 帳簿（第二百二十八条—第二百三十九条）
第十一章 雜則（第二百三十九条の二—第二百四十三条）

附則

第一章 総則

第一節 定義

第一条 この勅令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 一 各省各庁の長 財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。
 二 官署支出行 第四十条第一項の規定により同項第一号に掲げる事務を委任された職員をいう。
 三 センター支出行 第四十条第一項の規定により同項第二号に掲げる事務を委任された職員をいう。
 四 契約担当官等 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する契約担当官等をいう。

第二節 会計年度所属区分

（歳入の会計年度所属区分）

第一条の二 歳入の会計年度所属は、次の区分による。

一 納期の一定している收入はその納期末日（民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百四十二条、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十条第二項又は行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第二条の規定の適用又は準用がないものとした場合の納期末日をいう。）の属する年度

二 隨時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度

三 隨時の収入で納入告知書を発しないものは領収した日の属する年度

前項第一号の収入で納入告知書を発すべきものについて、納期所属の会計年度において納入告知書を発しなかつたときは、当該収入は納入告知書を発した日の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする。

法令の規定により他の会計又は資金から繰り入れるべき収入及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四十二号）第三条第五項の規定により納付される収入は、前二項の規定にかかわらず、その収入を計上した予算の属する会計年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳出の会計年度所属区分）

第二条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

一 国債の元利、年金、恩給の類は支払期日の属する年度

二 諸払戻金、欠損補填金、償還金の類はその決定をした日の属する年度

三 給与（予備自衛官及び即応予備自衛官に対する給与を除く。）、旅費、手数料の類はその支給すべき事実の生じた時の属する年度

四 使用料、保管料、電灯電力料の類はその支払の原因たる事実の存した期間の属する年度

五 工事製造費、物件の購入代価、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後交付するものはその支払をなすべき日の属する年度

六 前各号に該当しない費用で繰替払をしたものはその繰替払をした日の属する年度、その他のものは小切手を振り出し又は国庫金振替書若しくは支払指図書を発した日の属する年度

法令の規定により他の会計又は資金に繰り入れるべき経費は、前項の規定にかかわらず、その支出を計上した予算の属する会計年度の歳出として支出するものとする。

（歳入金の収納期限）

第三条 出納官吏又は出納員において毎会計年度所属の歳入金を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

(歳出金の支出期限)

第四条 支出官において毎会計年度に属する経費を精算して支出するのは、翌年度の四月三十日限りとする。ただし、国庫内における移換のためにする支出又は会計法第二十条第一項の規定により歳出金に繰替使用した現金の補てんのためにする支出については、翌年度の五月三十一日まで、小切手を振り出し又は国庫金振替書若しくは支払指図書を発することができる。

第五条 出納官吏又は出納員において毎会計年度所属の歳出金を支払うのは、翌年度の四月三十日限りとする。

(返納金の戻入期限)
会計法第九条但書の規定により支出済となつた歳出金の返納金を、支払った歳出の金額に戻入するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

(日本銀行における受入れ及び支払の期限)

日本銀行において毎会計年度所属の歳入金を受け入れるのは、翌年度の四月三十日限りとする。ただし、次に掲げる場合には、翌年度の五月三十一日まで、受入れをすることができる。

一 出納官吏からその収納した歳入金の払込みがあつたとき

二 市町村その他の法令の規定により歳入金の収納の事務の委託を受けた者からその領收した歳入金の送付があつたとき

三 国庫内において移換による歳入金の受入れをするとき

四 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第五項の規定による納付金の受入れをするとき

日本銀行において毎会計年度所属の歳出金を支払うのは、翌年度の五月三十一日限りとする。

第二章 予算

第一節 予算の作成

(歳入歳出等の見積書類の作製及び送付)

第八条 財政法第十七条第一項の規定により、内閣に送付すべき書類は、財務大臣の定めるところにより作製し、前年度の八月三十一日までに、これを内閣に送付しなければならない。

内閣は、前項の書類の送付を受けたときは、これを遅滞なく財務大臣に回付しなければならない。

財政法第十七条第二項の規定により、財務大臣に送付すべき書類は、財務大臣の定めるところにより作製し、前年度の八月三十一日までに、これを財務大臣に送付しなければならない。

第九条 財務大臣は、財政法第十八条第一項の規定により歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の概算について閣議の決定を経たときは、これを各省各庁の長に通知しなければならない。

前項の場合において、同項の通知が閣議の決定により減額された国会、裁判所又は会計検査院の歳出見積に係るものであるときは、財務大臣は、当該通知において、その減額された旨を明らかにしなければならない。

(歳入予算明細書の内容)
財政法第二十条第一項の規定による歳入予算明細書は、部局等ごとに歳入の金額を分ち、及び計算の基くところを示さなければならない。

(予定経費要求書等の内容及び送付期限)
財政法第二十条第一項の規定による予定経費要求書は、部局等ごとに歳出の金額を分ち、部局等のうちににおいてはこれを部款項に区分し、更に、各項の金額を各自に区分し、見積の事由及び計算の基くところを示さなければならない。

第十一条 財政法第二十条第一項の規定による予定経費要求書は、部局等ごとに歳出の金額を分ち、部局等のうちににおいてはこれを部款項に区分し、更に、各項の金額を各自に区分し、見積の事由及び計算の基くところを示さなければならない。

(予定経費要求書等の内容及び送付期限)
財政法第二十条第二項の規定による予定経費要求書は、部局等ごとに歳出の金額を分け、更に事項ごとにその必要の理由を明らかにするとともに、その経費の総額、年割額、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。

財政法第二十条第二項の規定による繰越明許費要求書は、繰越明許費について、歳出予算に定める部局等ごとの区分に従い、事項ごとにその必要の理由を明らかにするとともに、繰越を必要とする経費の項の名称を示さなければならない。

財政法第二十条第二項の規定による国庫債務負担行為要求書は、国庫債務負担行為について部局等ごとの区分を設け、更に事項ごとにその必要の理由を明らかにし、且つ行為をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に応じて行為に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

予定経費要求書、継続費要求書及び国庫債務負担行為要求書は、第九条第一項の通知を受けた後、遅滞なく、これを財務大臣に送付しなければならない。

(予定経費増額要求明細書の作製及び送付)

第十二条の二 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官又は会計検査院長は、第九条の規定による歳出見積を減額した旨の通知を受けた場合において、増額の必要を認めたときは、その減額された歳出見積に係る予定経費増額要求明細書を作製し、予定経費要求書とともに財務大臣に送付しなければならない。

(予定経費要求書等の各目の明細)

前項の規定による附記事項のうち、経費の区分は、歳出予算の区分に準ずるものとする。

(予定経費要求書に附する説明)

第十二条 各省各庁の長は、財務大臣の定めるところにより、第十二条第一項の規定による予定経費要求書及び同条第二項の規定による継続費要求書の部局等の区分に従い、当該部局等の経費の金額を各項目に区分し、必要に応じ、更に、各項目の金額を細分し、且つ、これらの計算の基くところを示す明細書を作製し、予算が国会に提出された後、直ちにこれを財務大臣に送付しなければならない。

前項の規定による附記事項のうち、経費の区分は、歳出予算の区分に準ずるものとする。

(予定経費要求書に附する説明)

第十三条 予定経費要求書には、各省各庁の所掌する経費全体に関する説明を附さなければならぬ。

(予算の部局等及び部款項目の区分)

第十四条 岁入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の部局等の区分、歳入予算の部款項目並びに歳出予算及び継続費の項の区分は、財務大臣がこれを定める。

歳出予算及び継続費の目の区分及び各目の細分は、各省各庁の長が財務大臣に協議して、これを定める。

(予算総則の内容)

第十五条 財政法第二十二条第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第百九号。以下この条において「財政構造改革法」という。)第八条第二項に規定する社会保障関係費の範囲

二 財政構造改革法第十四条第四項に規定する公共投資関係費の範囲

三 財政構造改革法第二十条第三項に規定する防衛関係費及び特別行動委員会関係経費の範囲

四 財政構造改革法第二十二条第四項に規定する政府開発援助費の範囲

五 財政構造改革法第二十四条第三項に規定する主要食糧関係費の範囲

六 財政構造改革法第二十六条第三項に規定する科学技術振興費の範囲

七 財政構造改革法第二十九条第三項に規定するエネルギー対策費の範囲

八 財政構造改革法第三十一条第二項に規定する中小企業対策費の範囲

九 財政構造改革法第三十五条第三項に規定するその他補助金等の範囲

財政構造改革法第三十七条第三項に規定する同条第二項の補助金等の範囲

十一 消費税の収入が充てられる経費（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第

二十四条の規定による一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金を除く。）の範囲

第二節 予算の執行

（執行すべき予算の作製、送付及び通知）

第十六条 財務大臣は、予算が成立したときは、直ちに、国会の議決したところに従い、各省各府の長の執行すべき歳入歳出予算（継続費の当該年度の年割額を含む。）、継続費の総額及び国庫債務負担行為を作製し、これを内閣に送付しなければならない。予算總則、各省各府の長の執行すべき継続費の各年度の年割額及び各省各府の長の執行すべき歳出予算に係る繰越明許費についても、また同様とする。

内閣は、前項後段の規定による送付を受けたときは、その送付に係る予算總則、各省各府の長の執行すべき継続費の各年度の年割額及び各省各府の長の執行すべき歳出予算に係る繰越明許費の執行すべき継続費の各年度の年割額及び各省各府の長に通知する。

財務大臣は、内閣が前項の規定により通知をなしたときは、その通知に係る事項を会計検査院に通知しなければならない。

（移用又は流用の承認）

第十七条 各省各府の長は、財政法第三十三条第一項但書又は第二項の規定に基く移用又は流用について財務大臣の承認を受けようとするときは、移用又は流用を必要とする理由、科目及び金額を明らかにした書類を財務大臣に送付しなければならない。

（目的を特定しない議決による国庫債務負担行為の調書の作製等）

第十八条 財政法第十五条第二項の規定によりなした国庫債務負担行為については、各省各府の長は、その調書を作製して、次の国会の常会の開会後、直ちに、これを財務大臣に送付しなければならない。

財務大臣は、前項の調書に基いて国庫債務負担行為の総調書を作製して、国会に報告する手続をしなければならない。

第三節 支出負担行為の実施計画

（支出負担行為の実施計画）

第十八条の二 各省各府の長は、その執行の責に任すべきものとして内閣から配賦された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為のうち財政法第三十四条の二第一項に規定する経費に係るものに基づいて支出負担行為をしようとするときは、当該支出負担行為（継続費に基く支出負担行為については当該年度においてなすものに限る。）について、会計の区分に従い、同項に規定する支出負担行為の実施計画を定めなければならない。

前項の支出負担行為の実施計画は、当該支出負担行為の所要額について、歳出予算又は継続費に基く支出負担行為の実施計画に関するものは、歳出予算又は継続費に定める部局等並びに項目及び区分を、国庫債務負担行為に基く支出負担行為の実施計画に関するものは、国庫債務負担行為に定める部局等及び事項の区分を明らかにしなければならない。

（支出負担行為の実施計画の承認）

第十八条の三 各省各府の長は、前条第一項の規定により定めた支出負担行為の実施計画に基いて支出し負担行為の実施計画を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

（支出負担行為の実施計画の変更の承認）

第十八条の四 財務大臣は、前条の規定により各省各府の長から支出負担行為実施計画表の送付を

受けたときは、その支出負担行為の実施計画が法令又は予算に違反することがないか、積算の基礎が確実であるか等、計画の適否につき審査した上、これを承認しなければならない。

（支出負担行為の実施計画の変更の承認）

第十八条の五 各省各府の長は、前条の規定を経た支出負担行為の実施計画について変更をするときは、その事由を明らかにし、財務大臣の承認を求めなければならない。

前条の規定は、前項の承認について、これを準用する。

（支出負担行為の実施計画の承認に附する取消の条件）

第十八条の六 財務大臣は、前二条の規定により支出負担行為の実施計画の承認又は実施計画の変更の承認をする場合において、当該実施計画が実情に沿わないことが明らかになつた場合等、その承認を取り消す場合に基いて承認を取り消したときは、これを各省各府の長及び会計検査院に通知しなければならない。

第十八条の八 削除 支払計画

（支払計画）

第十八条の九 各省各府の長は、その執行の責に任すべきものとして内閣から配賦された歳出予算に基づくすべての支出について、会計の区分に従い官署支出官ごとに、財政法第三十四条第一項に規定する支払計画を定めなければならない。

前項の支払計画は、毎四半期（財務大臣が経費の全部又は一部につきこれと異なる期間を指定したときは、その期間とする。以下支払計画期間という。）における当該官署支出官の支出の所要額について、歳出予算に定める部局等及び項の区分を明らかにしなければならない。

（支払計画表の作製及び送付）

第十八条の十 各省各府の長は、財務大臣の定めるところにより、前条第一項の規定により定めた支払計画に基き支払計画表を作製し、財務大臣の定める期限までに、これを財務大臣に送付しなければならない。

前項の支払計画表は、支払計画期間分を一括送付しなければならない。

（支払計画の承認）

第十八条の十一 財務大臣は、前条の規定により各省各府の長から支払計画表の送付を受けたときは、その支払計画が法令又は予算に違反することがないか、財政法第三十四条第二項の規定により閣議の決定を経た方針に従つているかどうか等、計画の適否につき審査した上、これを承認しなければならない。

（支払計画の変更の承認）

第十八条の十二 各省各府の長は、財務大臣の承認を経た支払計画について変更を要するときは、その事由を明らかにし、財務大臣の承認を求めなければならない。

前条の規定は、前項の承認について、これを準用する。

（支払計画の承認に附する取消の条件）

第十八条の十三 財務大臣は、前二条の規定により支払計画の承認又は支払計画の変更の承認をする場合において、当該計画が実情に沿わないことが明らかになつた場合等、その承認を取り消す必要が生じたときは、これを取り消すことができる旨の条件を附することができる。

（支払計画の変更の承認等の通知）

第十八条の十四 財務大臣は、第十八条の十二の規定により変更を承認したとき又は前条の規定により付した条件に基づいて承認を取り消したときは、各省各府の長に通知しなければならない。

（支払計画の支出来未済部分の効力）

第十八条の十五 各支払計画期間（各会計年度の最終の支払計画期間を除く。）について財務大臣の承認を経た支払計画（変更の承認を経た計画を含む。）のうちで当該支払計画期間内に支出済みとなかつた部分は、次の支払計画期間について財務大臣の承認のあつた支払計画の一部分となるものとする。

各会計年度の最終の支払計画期間は、当該会計年度に属する経費の精算支出に關しては、当該会計年度の出納整理期限までの期間を含むものとする。

第三章 決算

(剩余金の計算)

第十九条 財政法第六条に規定する剩余金は、当該年度において新たに生じた剩余金から次の各号に掲げる額の合算額を控除してこれを計算する。

一 翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額

二 当該年度における所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の合算額が当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五

十並びに消費税の収入見込額の百分の十九・五に相当する金額の合算額として予算に定められた額を超えるときは、当該超過額

(決算報告書等の送付)

第二十条 財政法第三十七条第一項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書は、翌年度の七月三十一日までに、これを財務大臣に送付しなければならない。

財政法第三十七条第三項の規定による継続費決算報告書は、当該継続費の年額の最後の支出の属する年度の歳入及び歳出の決算報告書とともに財務大臣に送付しなければならない。

(歳入徴収額計算書の作製及び送付)

第二十一条 歳入徴収官は、会計検査院に証明のため、歳入徴収額計算書を作製し、証拠書類その他必要な書類を添え、当該歳入に関する事務を管理する各省各庁の長に送付し、各省各庁の長は、これを会計検査院に送付しなければならない。

(支出し計算書の作製及び送付)

第二十二条 支出官は、会計検査院に証明のため、支出計算書を作製し、証拠書類その他必要な書類を添え、当該支出に関する事務を管理する各省各庁の長に送付し、各省各庁の長は、これを会計検査院に送付しなければならない。

(委任を受けた職員による直接送付)

第二十三条 前二条に規定する計算書は、各省各庁の長から特に委任を受けた職員をして、直ちに、これを会計検査院に送付せしめることができる。

第四章 予算の繰越等

(繰越計算書)

第二十四条 財政法第四十三条第一項の規定により、繰越についての財務大臣の承認を経るため繰越計算書を送付するのは、当該年度の三月三十一日限りとする。但し、同日後当該年度の歳出として支出することができる期間内に支出済となる見込がなくなつた経費の金額について繰越をする場合には、その期間満了の日までとする。

繰越計算書は、財政法第三十三条第一項の規定により配賦された歳出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の事項を示さなければならない。

一 繰越しを必要とする経費の予算現額及び科目並びに当該経費に係る部局等

二 前号の経費の予算現額のうち支出済となつた額及び当該年度所属として支出すべき額

三 第二号の経費の予算現額のうち翌年度に繰越しを必要とする額

四 第二号の経費についての事項ごとの繰越しを必要とする理由及び金額その他参考となるべき事項

会計法第四十六条の二の規定により、繰越しの手続に関する事務が委任されている場合における前項の規定の適用については、同項中「予算現額」とあるのは、各省各庁の長が作成する繰越計算書にあつては「予算現額(第二十五条の四第一項から第三項までの規定により繰越しの手続に関する事務を委任された職員が取り扱う当該経費に係る支出負担行為計画示達額を除く。)」と、当該事務を委任された職員が作成する繰越計算書にあつては「支出負担行為計画示達額」と読み替えるものとする。

(繰越しの通知)

第二十五条の二

財政法第四十三条第三項(同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、当該繰越しに係る経費を当該年度の歳出として支出することができる

期間満了の日から起算して十五日を経過した日までにこれをしなければならない。

前項の通知には、左に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 繰越しに係る経費の予算現額及び科目並びに当該経費に係る部局等
- 二 前号の経費の予算現額のうち支出済となつた額
- 三 第一号の経費の予算現額のうち翌年度に繰越しをした額
- 四 第一号の経費の予算現額のうち不用となつた額

(繰越しの承認の事務の委任)

第二十五条の三 財務大臣は、会計法第四十六条の二の規定により、財政法第四十三条第一項に規定する承認に関する事務を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲を定めて、財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。

財務大臣は、前項の規定による委任をしたときは、その旨及び委任した事務の範囲を関係の各

省各庁の長に通知しなければならない。

(繰越しの手続の事務の委任)

第二十五条の四 各省各庁の長は、会計法第四十六条の二の規定により、繰越しの手続に関する事務を委任する場合においては、繰越しに係る経費の支出負担行為を行なうべき支出負担行為担当官に委任するものとする。ただし、各省各庁の長が必要があると認めると認めるときは、当該支出負担行為担当官以外の職員に委任することができる。

各省各庁の長は、前項ただし書の場合においては、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任することができる。

各省各庁の長は、第一項ただし書の場合において、その委任しようとする職員が他の各省各庁所属の職員であるときは、当該職員(当該職員が前項の規定により指定される官職にある者である場合においては、その官職)について、あらかじめ当該他の各省各庁の長の同意を経なければならない。

各省各庁の長は、前三項の規定により繰越しの手続に関する事務を委任する場合においては、前

条第二項の規定により通知を受けた事務の範囲に対応する範囲において、委任しようとする事務の範囲を定めて委任しなければならない。

各省各庁の長は、前各項の規定による委任をしたときは、その旨を財務大臣に通知するものとし、財務大臣は、その通知があつたときは、その旨を関係の財務局長又は福岡財務支局長に通知するものとする。

(繰越し明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の承認)

第二十五条の五 各省各庁の長は、財政法第四十三条の三に規定する翌年度にわたつて支出すべき債務の負担(以下「繰越し明許費に係る翌年度にわたる債務の負担」という。)について同条の財務大臣の承認を受けようとするときは、左に掲げる事項を明らかにした書類を財務大臣に送付しなければならない。

一 翌年度にわたつて支出すべき債務の負担を必要とする経費の科目及び当該経費に係る部局等並びに当該債務の負担を必要とする理由

二 前号の経費につき翌年度にわたつて支出すべき債務の負担を必要とする額

三 前号の額のうち翌年度所属として支出すべき額

前二条の規定は、会計法第四十六条の二の規定により財政法第四十三条の三に規定する承認に関する事務又は繰越し明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続に関する事務を委任する場合について準用する。この場合において、前二条第一項中「繰越しに係る経費」とあるのは、「繰越し明許費に係る翌年度にわたる債務の負担を必要とする経費」と読み替えるものとする。

第五章 収入

第一節 徴収

(歳入徴収の事務の委任)

第二十六条 各省各庁の長は、会計法第四条の二第一項又は第二項の規定により、その所掌の歳入の徴収に関する事務を委任する場合においては、法律又は政令に特別の定がある場合を除く外、各庁の長（衆議院、参議院、最高裁判所及び会計検査院における事務総局の長を含む。以下本項中同じ。）に委任するものとする。但し、各省各庁の長が必要があると認めるときは、各庁の長以外の職員に委任することができる。

各省各庁の長は、会計法第四条の二第一項及び第二項の規定により、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に歳入の徴収に関する事務を委任しようとするときは、当該職員並びにその官職及び委任しようとする事務の範囲について、あらかじめ財務大臣に協議しなければならない。

各省各庁の長は、会計法第四条の二第二項又は第三項の規定により他の各省各庁所属の職員に歳入の徴収に関する事務を委任し、又は分掌させようとするときは、当該職員並びにその官職及び委任しようとする事務の範囲について、あらかじめ当該他の各省各庁の長の同意を経なければならぬ。

会計法第四条の二第四項の規定により、同条第一項から第三項までの規定による委任又は分掌が官職の指定により行なわれる場合においては、前二項の規定による協議又は同意は、その指定しようとする官職及び委任しようとする事務の範囲についてあれば足りる。

（返納金を歳入に組み入れる場合の委任）

各省各庁の長は、支出済となつた歳出の返納金を歳入に組み入れる場合において、会

計法第四条の二第一項又は第二項の規定により、その歳入の徴収に関する事務を委任するときは、当該経費について支出の決定（第四十条第一項第一号に規定する支出の決定をいう。）をした官署支出官に委任するものとする。

在外公館において支出済みとなつた歳出の返納金を歳入に組み入れる場合その他財務省令で定める特別の事情がある場合においては、前項の規定によらないことができる。

前条第二項及び第三項の規定は、第一項の委任については、これを適用しない。

（歳入の調査決定）

第二十七条 岳入徴収官は、歳入を調査決定しようとするときは、当該歳入について法令に違反していないか、所屬年度及び歳入科目を誤ることがないかを調査しなければならない。

（納入の告知を要しない歳入）

第二十八条 会計法第六条に規定する政令で定める歳入は、次に掲げる歳入とする。

一　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第九条第二項各号に掲げる債権に係る歳入

二　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第十五条第一項若しくは第十九条第一項若しくは第二項（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により申告し、又は徴収法第十五条第三項若しくは第十七条第二項（整備法第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により申告して納付する石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十八条第一項の規定において準用する徴収法第十九条第一項又は第二項の規定により申告して納付する石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金

四　削除
五　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十五条第三項の規定により控除する使

六 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十五条第二項又は第十七条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により控除する食事代、弁償金又は払込金

七 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十七条第一項の規定により徴収する保険料

八 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第四十三条又は第四十四条の規定による被保険者が同法の規定により納付する保険料

九 その他財務省令で定める歳入

（納入の告知）

第二十九条 会計法第六条の規定による納入の告知は、債務者に対し歳入科目、納付すべき金額、期限及び場所を記載した書面を以てこれをしなければならない。但し、出納官吏又は出納員に即納せしめる場合は、口頭を以てこれをなすことができる。

（歳入徴収の職務と現金出納の職務とを兼ねることができる場合）

第三十条 会計法第八条ただし書の規定により歳入徴収の職務と現金出納の職務とを兼ねることができる場合は、歳入徴収の職務を行う在外公館の長、財務事務所長、税務署長、地方裁判所の支部、家庭裁判所の支部若しくは簡易裁判所の職員、地方検察庁の支部若しくは区検察庁の職員、財務局出張所長、福岡財務支局出張所長、財務事務所出張所長、税関支署監視署長、森林管理署長若しくは森林管理署支署長（これらの者の代理をする職員を含む。）又は同法第四十六条の三第二項の規定により歳入徴収の職務を行う者の事務の一部を処理する職員が現金出納の職務を兼ねる場合とする。

第二節 収納

（出納官吏等の収納手続）

第三十一条 出納官吏又は出納員は、歳入金の収納をしたときは、領収証書を納入者に交付しなければならない。ただし、財務大臣の定める場合は、この限りではない。
出納官吏は、歳入金の収納があつたときは、収納済みの旨を歳入徴収官に報告しなければならない。

（日本銀行における収納等の手続）

第三十二条 日本銀行において、歳入金を収納し又は歳入金の払込みを受けたときは、領収証書を納入者又は払込者に交付し、領収済の旨を歳入徴収官に報告しなければならない。ただし、財務大臣の定める場合には、領収証書を納入者又は払込者に交付することを要しない。
日本銀行において、国庫金振替書により歳入金に移換の請求を受けたときは、振替済書を請求者に交付し、振替済の旨を歳入徴収官に報告しなければならない。

（返納金の戻入）

第三十三条 支出済となつた歳出の返納金は、その支払った歳出の金額にこれを戻入することができる。但し、重大な過失に因り誤払過渡となつた金額についてはこの限りでない。

（返納金の戻入手続）

第三十四条 国の債権の管理等に関する法律施行令第五条第一項第二号に掲げる事務を行う官署支出官その他の者（次条において「官署支出官等」という。）は、前条の規定により支払った歳出の金額に戻入れをしようとするときは、國の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第一百四号）第十三条第一項の規定による納入の告知により、返納者にその金額を返納せなければならぬ。ただし、國の内部における支出に基づく場合においては、官署支出官が当該返納をさせるものとする。

（日本銀行における戻入手続）

第三十五条 日本銀行において、前条の返納金を領収したときは、その旨を官署支出官等（前条ただし書の場合にあつては、官署支出官）に通知しなければならない。

第四節 報告

(徴収済額報告書の作製及び送付)

第三十六条 歳入徴収官は、毎月、徴収済額報告書を作製し、参照書類を添え、その翌月十五日（次の各号に掲げるものにあつては、それぞれ財務大臣の定める日）までに、これを当該歳入に関する事務を管理する各省各府の長に送付しなければならない。

一 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）。次号において「資金令」という。第二十二条第二項の規定により国税収納金整理資金（国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号。以下この号において「資金法」という。）第三条に規定する国税収納金整理資金をいう。次号において同じ。）から毎会計年度の歳入に組み入れるべき金額の一部が、翌年度の六月において概算額で一般会計又は特別会計（資金法第六条第二項に規定する特別会計をいう。次号において同じ。）の歳入に組み入れられたことに伴い、当該歳入を取り扱つた歳入徴収官が作製する徴収済額報告書

二 資金令第二十二条第一項の規定により国税収納金整理資金から毎会計年度の歳入に組み入れるべき金額が、翌年度の七月において一般会計若しくは特別会計の歳入に組み入れられ、又は決算調整資金に関する法律（昭和五十三年法律第四号。以下この号において「決算調整資金法」という。）第七条第一項の規定により決算調整資金（決算調整資金法第二条に規定する決算調整資金をいう。）から同資金に属する現金が、翌年度の七月において一般会計の歳入に組み入れられたことに伴い、当該歳入を取り扱つた歳入徴収官が作製する徴収済額報告書

在外公館の歳入徴収官は、前項の規定にかかわらず、四半期ごとに、徴収済額報告書を作製し、参照書類を添え、当該四半期経過後十日以内に、外務大臣あてに発送することができる。

（徴収済額報告書の作製及び送付）

第三十七条 各省各府の長は、徴収済額報告書により、毎月、徴収済額報告書を作製し、参照書類を添え、その月中（前条第一項各号に掲げる徴収済額報告書により作製するものにあつては、それぞれ財務大臣の定める日まで）にこれを財務大臣に送付しなければならない。

第六章 支出負担行為及び支出

第一節 支出負担行為

(支出負担行為の事務の委任)

第三十八条 第二十六条第三項の規定は、各省各府の長が会計法第十三条第二項又は第三項の規定により他の各省各府所属の職員に支出負担行為に関する事務を委任し、又は分掌させる場合に、第二十六条第四項の規定は、同法第十三条第四項の規定により同条第二項又は第三項の規定による委任又は分掌を他の各省各府所属の職員について官職の指定により行なう場合に、これを準用する。

各省各府の長は、会計法第十三条第一項から第四項までの規定により支出負担行為に関する事務を委任し、又は分掌させたときは、その旨を関係の官署支官、支出負担行為認証官又は同法第十七条の規定により資金の前渡を受ける職員に通知しなければならない。

（支出負担行為の計画等の示達及び通知）

第三十九条 各省各府の長は、支出負担行為担当官をして支出負担行為を行わしめようとするときには、財政法第三十一条第一項の規定により配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為（財政法第三十四条の一に規定する歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為については、同条の規定により財務大臣の承認を経た支出負担行為の実施計画に係る部分に限る。以下歳出予算等といふ。）の範囲内において、当該支出負担行為担当官に対して歳出予算等の示達をしなければならない。

各省各府の長は、前項の規定による示達をするには、同項の歳出予算等の範囲内において各支出負担行為担当官ごとに支出負担行為の計画を定め、財務大臣の定めるところにより、当該支出負担行為の計画を当該支出負担行為担当官に示達することにより、これを行わなければならぬ。

各省各府の長は、前項の規定により示達した支出負担行為の計画を歳出予算等の範囲内において、変更し又は取り消す必要があるときは、当該支出負担行為担当官に対してその示達した支出負担行為の計画についての変更又は取消若しくは変更の取消の示達をしなければならない。

各省各府の長は、前二項の規定により支出負担行為の計画を示達したときは、これを関係の官署支官及び支出負担行為認証官に通知しなければならない。

支出負担行為担当官は、所属の各分任支出負担行為担当官をして支出負担行為を行わしめようとするときは、各分任支出負担行為担当官ごとに支出負担行為の限度額及びその内訳を定め、財務大臣の定めるところにより、これを当該分任支出負担行為担当官に示達しなければならない。

支出負担行為担当官は、前項の規定により示達した支出負担行為の限度額及びその内訳を変更し、又は取り消す必要があるときは、その示達を受けた分任支出負担行為担当官に対しても示達した支出負担行為の限度額及びその内訳についての変更又は取消若しくは変更の取消の示達をしなければならない。

支出負担行為担当官は、前二項の規定により支出負担行為の限度額及びその内訳を示達したときは、これを関係の会計法第十七条の規定により資金の前渡を受ける職員に通知しなければならない。

(支出負担行為等の制限)

第三十九条の二 支出負担行為担当官は、支出負担行為又は前条第五項若しくは第六項の規定による示達をなすには、同条第二項又は第三項の規定により示達された支出負担行為の計画の金額をこえなければならない。

支出負担行為担当官は、前項の金額の範囲内であつても、会計法第十三条の二の規定による確認又は同法第十三条の四の規定による認証を受け、且つ、第百三十四条规定する支出負担行為差引簿に登記された後でなければ、支出負担行為又は前条第五項若しくは第六項の規定による示達をなすことができない。

分任支出負担行為担当官は、支出負担行為をなすには、前条第五項又は第六項の規定により示達された支出負担行為の限度額及びその内訳に定める金額をこえなければならない。

(第二節 支出負担行為の確認又は認証)

(支出負担行為の確認又は認証のための書類の送付)

第三十九条の三 支出負担行為担当官は、次の各号に掲げる場合においては、会計法第十三条の二の規定による確認又は同法第十三条の四の規定による認証を受けるため、財務大臣の定めるところにより、当該各号に掲げる書類を官署支官又は支出負担行為認証官に送付しなければならない。

一 支出負担行為をしようとする場合には、当該支出負担行為の内容を示す書類

二 官署支官の確認又は支出負担行為認証官の認証を受けた支出負担行為を変更し又は取りやめようとする場合には、変更後の支出負担行為の内容を示す書類又は当該支出負担行為の取りやめを示す書類

三 官署支官の確認又は支出負担行為認証官の認証を受けて支出負担行為をした後当該支出負担行為を変更し又は取り消そうとする場合には、変更後の支出負担行為の内容を示す書類又は当該支出負担行為の取消しを示す書類

四 所属の各分任支出負担行為担当官に支出負担行為を行わせようとする場合には、当該分任支出負担行為担当官が行う支出負担行為の限度額及びその内訳を記載した書類

五 官署支官の確認を受けた所属の各分任支出負担行為担当官が行う支出負担行為の限度額及びその内訳を变更し、又は取り消そうとする場合には、変更後の支出負担行為の限度額及びその内訳を記載した書類又は当該支出負担行為の限度額及びその内訳の取消し若しくは変更の取消しを示す書類

第三十九条の四 官署支官は、確認のため前条の書類の送付を受けたときは、財務大臣の定めるところにより、これを審査し、その支出負担行為又は分任支出負担行為担当官が行う支出負担行為の限度額及びその内訳が第三十九条第四項の規定により通知を受けた支出負担行為の計画に定める金額を超えていないことを確認したときは、遅滞なく、当該書類に確認する旨の表示をしなければならない。

官署支出官は、前項の場合において、確認することを不適当と認めたときは、確認を拒否しなければならない。

支出負担行為認証官は、認証のため前条第一号から第三号までの書類の送付を受けたときは、その支出負担行為が法令又は予算に違反することがないか、金額の算定に誤りがないか、第三十九条第四項の規定により通知を受けた支出負担行為の計画に定める金額をこえていないかどうか、その他予算の執行上適正かどうかを審査した上、認証すべきものと認めたときは、遅滞なく、当該書類に認証する旨の表示をしなければならない。

各省各庁の長は、前項の規定による審査の基準によりがたいと認める場合においては、財務大臣に協議して、これと異なる基準を定めることができる。

第二項の規定は、第三項の場合に、これを準用する。

(支出負担行為の認証の事務の委任についての準用規定)

第三十九条の五 第二十六条第三項の規定は、各省各庁の長が会計法第十三条の三第二項の規定により他の各省各庁所属の職員に支出負担行為の認証を行なわせる場合に、第二十六条第四項の規定

により他の各省各庁所属の職員に支出負担行為の認証を行なわせる場合に、第二十六条第四項の規定により同法第十三条の三第三項の規定により同条第二項の規定による認証を他の各省各庁所属の(官署支出官等の官職氏名等の通知)

第三十九条の六 各省各庁の長は、各支出負担行為担当官について、その支出負担行為を確認すべき官署支出官又は認証すべき支出負担行為認証官を定め、当該官署支出官又は支出負担行為認証官の官職、氏名及び所在地を当該支出負担行為担当官に通知するとともに、当該官署支出官及び支出負担行為認証官に対しても、当該支出負担行為担当官の官職、氏名及び所在地を通知しなければならない。

(通知を省略できる場合)

第三十九条の七 支出負担行為担当官が官署支出官を兼ねる場合においては、第三十八条第二項、第三十九条第四項、前条又は第一百三十九条の二第四項の規定による官署支出官に対する通知及び第四条第三項又は第一百三十九条の二第四項の規定による支出負担行為担当官に対する通知は、これを省略することができる。

官署支出官が支出負担行為認証官を兼ねる場合には、第三十八条第二項、第三十九条第四項、前条、第四十条第三項又は第一百三十九条の二第四項の規定による支出負担行為認証官に対する通知は、これを省略することができる。

官署支出官が支出負担行為担当官を兼ねる場合には、第三十八条第二項、第三十九条第四項の規定による官署支出官に対する通知及び第四条第三項又は第一百三十九条の二第四項の規定による当該職員に対する通知は、これを省略することができる。

(支出負担行為の職務とその認証の職務とを兼ねることができる場合)

第三十九条の八 会計法第十三条の五の規定により支出負担行為の認証の職務と支出負担行為の職務と相兼ねることができる場合は、職員が僅少であつて、事務の分掌が極めて困難な場合に限る。

第三節 支出総則

(支出事務の委任)

第四十条 各省各庁の長は、その所掌に属する歳出金の支出に関する事務(歳出金を支出するため

の小切手の振出し又は国庫金振替書若しくは支払指図書の交付に関する事務をいう。以下同じ)を会計法第二十四条第一項又は第二項の規定により当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に委任するときは、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める職員に委任するものとする。

一 岁出金の支出に関する事務のうち歳出金の決定(以下「支出の決定」という。)の事務

二 支出の決定に基づいて行う小切手の振出し又は国庫金振替書若しくは支払指図書の交付の事務(歳出金の支出に関する事務のうち前号に掲げるもの以外のものをいう。) 財務大臣が指定する財務省所属の職員

第二十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定に基づき、各省各庁の長が会計法第二十四条第一項又は第二項の規定により当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に委任する場合に、第二十六条第四項の規定は、前項の規定に基づき、同法第二十四条第三項において準用する同法第四条の二第四項の規定により同法第二十四条第一項又は第二項の規定による委任を官職の指定により行う場合について準用する。

各省各庁の長は、第一項の規定により、同項第一号に掲げる事務を委任したときは、その旨をセンター支出官並びに関係の支出負担行為担当官及び支出負担行為認証官に、第一項第二号に掲げる事務を委任したときは、その旨を官署支出官に、それぞれ通知しなければならない。

(歳出の支出の職務と現金出納の職務とを兼ねることができる場合)

第四十条の二 会計法第二十六条ただし書の規定により歳出の支出の職務と現金出納の職務とを兼ねることができる場合は、同法第四十六条の三第二項の規定により歳出の支出の職務を行なう者の事務の一部を処理する職員が現金出納の職務を兼ねる場合とする。

(支払計画の示達及び通知)

第四十一条 各省各庁の長は、官署支出官に支出の決定をさせようとするときは、財政法第三十一條第一項の規定により配賦を受けた歳出予算を当該官署支出官に對して示達しなければならない。

第四十二条 各省各庁の長は、前項の規定により示達した支払計画を財政法第三十四条第一項の規定による財務大臣の承認を経た支払計画に定める金額の範囲内において変更し又は取り消す必要があるときは、当該官署支出官に對して、その示達した支払計画についての変更又は取消し若しくは変更の取消しの示達をしなければならない。

各省各庁の長は、前三項の規定により支払計画を示達したときは、これをセンター支出官に通知しなければならない。

(支出の決定の調査)

第四十二条の二 官署支出官は、支出の決定をするときは、その経費に係る支出負担行為が確認又は認証されたものであるかどうか及び第一百三十四条に規定する支出負担行為差引簿に登記されているかどうかを調査し、当該経費の金額を算定し、かつ、当該経費は、示達を受けた支払計画の金額を超えることがないかどうか並びに所属年度及び歳出科目を誤ることがないかどうかを調査しなければならない。

各省各庁の長は、前項の規定により支払計画を示達したときは、これをセンター支出官に通知しなければならない。

(支出の決定の通知)

第四十二条の三 官署支出官は、その所掌に属する歳出金について支出の決定をしたときは、その旨をセンター支出官に通知しなければならない。

(支出の制限)

第四十三条 官署支出官は、支出の決定をするには、第四十一条第一項から第三項までの規定により示達された支払計画の金額を超えてはならない。

官署支出官は、前項の金額の範囲内であつても、支出負担行為の確認又は認証を受け、かつ、当該支払行為が差引簿に登記されたものでなければ支出の決定をすることができない。

センター支出官は、前条の規定により支出の決定をした旨の通知を受け、かつ、当該支出の決

定に係る金額が第四十一条第四項の規定により通知を受けた支払計画の金額の範囲内である場合でなければ、小切手を振り出し、又は国庫金振替書若しくは支払指図書を交付することができる。

(小切手法との関係)

第四十四条 本章の規定は、小切手法の適用を妨げない。

第四節 小切手等の振出し

(小切手の記載事項)

第四十五条 センター支出官は、その振り出す小切手に受取人の氏名又は名称、金額、年度、部局等及び項、番号その他必要な事項を記載しなければならない。ただし、受取人の氏名又は名称の記載は、財務大臣の特に定める場合を除くほか、その記載を省略することができる。

前項ただし書に定めるものほか、センター支出官は、会計法第二十一条の規定により必要な資金を日本銀行に交付するため、小切手を振り出す場合においては、財務大臣の定めるところにより、同項の規定による部局等及び項その他の小切手の記載事項の一部の記載を省略することができる。

(小切手の振出しの方法)

第四十六条 小切手は、部局等の各項ごとに、これを振り出さなければならない。ただし、前条第一項の規定により部局等及び項の記載が省略される場合は、この限りでない。

(国庫金振替書又は支払指図書を発する場合についての準用規定)

第四十七条 第四十五条第一項本文及び第二項並びに前条の規定は、センター支出官が国庫金振替書又は支払指図書を発する場合について準用する。

(小切手の種類)

第四十八条 センター支出官の振り出す小切手は、第四十五条第一項ただし書の場合は持参人払式、財務大臣の特に定める場合は記名式、その他の場合は記名式持参人払とする。

(資金を日本銀行に交付して支払等をさせることができる場合)

第四十九条の二 会計法第二十一条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 隔地の債権者に対し支払をする場合

二 郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この号において同じ。）の営業所及び郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。）から債権者に対し現金支払をする場合

三 前二号に掲げる場合を除くほか、債権者の預金又は貯金への振込みの方法により支払をする場合

会計法第二十一条第二項の政令で定める出納官吏は、資金を日本銀行に預託する出納官吏以外の出納官吏とする。

(隔地払等の手続)

第四十九条 支出官は、債権者に支払をする場合において、当該支払が前条第一項各号に該当するものであるときは、支払場所を指定し、日本銀行に必要な資金を交付し送金の手続をなさしめ、その旨を債権者に通知しなければならない。

前項の規定は、前条第二項の出納官吏に資金を交付する場合に、これを準用する。

(小切手の振出しの通知)

第五十条 センター支出官は、小切手を振り出したときは、その都度、これを日本銀行に通知しなければならない。

第五節 支出の特例

(資金前渡のできる経費の指定)

第五十一条 会計法第十七条の規定により主任の職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡すことができるのは、次に掲げる経費に限る。ただし、第四号に掲げる経費（序中常用の雑費に限る。以下この条において同じ。）及び第七号に掲げる経費に充てる資金について主任の職員において手持ちすることができる金額は、第四号に掲げる経費に充てる資金について主任の職員において手持ちすることができる金額は、第七号に掲げる経費に充てる資金にあつては同号に規定する直営又は請負の区分ごとにそれぞれ五百円を限度とする。

二 船舶に属する経費

二 交通通信の不便な地方で支払う経費

三 地中常用的雜費及び旅費

四 場所の一定しない事務所の経費

五 職員に支給する給与及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当の二法令の規定に基づいて行う試験に要する経費及び各局の五百万円以下の請負に付する工事、製造又は造林に必要な経費

六 各局直営の工事、製造又は造林に必要な経費及び各局の五百万円以下の請負に付する工事、製造又は造林に必要な経費

七 の二 国が行う工事又は造林に関連して買収する土地又は土地に定着する物件に関する権利の代価で一件の金額が三百万円以下のもの

七の三 国が行う工事又は造林に関する補償金（土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十条の三（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による加算金を含む。）で各省各局の長が財務大臣に協議して指定するもの

七の四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百六十一条第一項若しくは第百六十九条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百二十五条第一項若しくは厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により政府が事業主若しくは船舶所有者として負担すべき保険料又は徴収法第十五条第一項、第二項若しくは第四項、第十六条、第十七条、第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十三条第一項若しくは子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第二項の規定により政府が事業主若しくは一般事業主として納付すべき保険料若しくは拠出金

八 諸払戻金

九 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第九十八条（同法第二百八十八条において準用する場合を含む。第五十三条第四号において同じ。）の規定による作業報奨金及び少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第二十五条第三項の規定による報奨金

九の二 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第一百条（同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。第五十三条第四号の二において同じ。）又は少年院法第四十二条の規定による手当金

十 矯正施設（拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院及び少年鑑別所をいう。第五十三条第五号において同じ。）の被収容者の護送費及び食糧費並びにその者に支給する帰住旅費、保護観察に付されている者（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護を受ける者を含む。第五十三条第五号において同じ。）の被服費並びにその者に支給する食事費及び帰住旅費並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定により収容される者の護送費及び食糧費

十一 証人、鑑定人、通訳人、参考人、参与員、調停委員、鑑定委員、翻訳人、司法委員、裁判所の選任した代理人、裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員、裁判員候補者、検察審査員若しくはその補充員、検察審査会法（昭和二十三年法律第四十七号）に基づいて専門的助言を求められた者又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）に基づいて調査の嘱託を受け若しくは報告を求められた者に支給する旅費その他の給与

十一の二 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十九条の規定により補導の委託を受けた者に支給する費用

十二 防衛省（大臣官房及び各局を除く。）に関する経費

十三 次に掲げる経費（前各号に掲げる経費に該当するものを除く。）

イ 供託法（明治三十二年法律第十五号）第二条に規定する供託書その他の法令の規定による
書面を添えて支払うこととされている経費
ロ イに掲げるもののほか、電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条
第一項第十七号に規定する電気事業者をいう。）の料金の請求その他の請求について、当該
請求に関する書面を添えて支払う必要がある経費
ハ イ及びロに掲げるもののほか、債権者の請求により特に現金支払をする必要がある経費
(資金前渡の限度額等)

第五十二条 前条（同条第十三号を除く。）の規定により資金を前渡する限度額については、次の
各号の定めるところによる。

一 常時の費用に係るものは、毎一月分以内の金額を予定して交付しなければならない。ただし
し、外国で支払う経費、交通通信の不便な地方で支払う経費又は支払場所の一一定しない経費
は、事務の必要により六ヶ月分以内を交付することができる。

二 随時の費用に係るものは、所要の金額を予定し、事務上差し支えない限りなるべく分割して
交付しなければならない。

前条第十三号に掲げる経費については、財務大臣の定めるところにより、その都度、必要な資
金を前渡すことができる。

（年度開始前に資金交付のできる経費の指定）
第五十三条 会計法第十八条第一項の規定により会計年度開始前に主任の職員に対し資金を交付す
ることができる経費は、次に掲げるものに限る。

一 船舶に属する経費
二 外国で支払う経費
三 交通通信の不便な地方で支払う経費
四 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第九十八条の規定による作業報奨金及び少
年院法第二十五条第三項の規定による報奨金
四の二 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第一百条又は少年院法第四十二条の規定
による手当金
五 矯正施設の被収容者に支給する帰住旅費並びに保護観察に付されている者に支給する食事費
及び帰住旅費
六 防衛省（大臣官房及び各局を除く。）に関する経費
(年度開始前の資金交付の手続)

第五十四条 各省各庁の長は、会計法第十八条第一項の規定により会計年度開始前において、主任
の職員に対し資金を交付しようとするときは、その前渡を要する経費の金額を定め計算書を作製
し、これを財務大臣に送付しなければならない。
(前渡資金の繰替使用)

第五十五条 各省各庁の長は、左に掲げる経費の支払をなさしめるため、出納官吏をしてその保管
に係る前渡の資金を繰り替え使用せしめることができる。

（供託金の繰替使用）
二 埋葬費

前項の規定による前渡の資金の繰替使用に関する手続は、各省各庁の長が財務大臣に協議して
これを定める。

第五十六条 削除
(前金払のできる経費の指定)
第五十七条 会計法第二十二条の規定により前金払をすることができるのは、次に掲げる経費に限
る。ただし、第八号から第十五号までに掲げる経費について前金払をする場合においては、各省各
庁の長は、財務大臣に協議することを要する。

一 外国から購入する機械、機械部品、航空機、航空機部品、航空機専用工具、図書、標本又は
実験用材料の代価（購入契約に係る機械、機械部品、航空機、航空機部品、航空機専用工具、
図書、標本又は実験用材料を当該契約の相手方が外国から直接購入しなければならない場合に
おけるこれらの物の代価を含む。）
定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
二 土地又は家屋の借料
三 運賃
四 國の買収又は收用に係る土地の上に存する物件の移転料
五 官公署に対し支払う経費（第七号の二、第八号又は第十号に掲げる経費に該当するものを除
く。）
六 交通至難の場所に勤務する者又は船舶に乗り組む者に支給する給与
七 外国で研究又は調査に従事する者に支給する学資金その他の給与
八 委託費
九 交通至難の場所に勤務する者又は船舶に乗り組む者に支給する給与
十 补助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項第四号の規定に基づ
き補助金等として指定された助成金を含む。次条第四号において同じ。）、負担金及び交付金
十一 諸謝金
十二 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二十三条规定により国庫から支弁する破
産手続の費用のうち破産管財人（破産管財人代理を含む。）及び保全管理人（保全管理人代理
を含む。）に交付するもの
十三 国が行う工事又は造林に関連して買収する土地又は土地に定着する物件に関する権利（不
動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第三条各号に掲げる権利で各庁において同法によ
る登記の嘱託をする場合にその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならない情報を取得
したものに限る。）の代価
十四 外国において調度品の製造又は修理をさせる場合で納入までに長期間を要するときにおけ
るその代価
十五 外国で支払う経費のうち次に掲げるもの（前各号に掲げる経費に該当するものを除く。）
一 物品の購入代価
二 放送の受信、廃棄物の収集その他の役務の提供に対する代価
三 本國際会議等のために借り受ける施設又は航空機の借料
四 機械又は器具の借料又は修理費
五 建物（附帯設備を含む。）の維持修繕費
六 放送の受信、廃棄物の収集その他の役務の提供に対する代価
（概算払のできる経費の指定）
第五十八条 会計法第二十二条の規定により概算払をすることができるのは、次に掲げる経費に限
る。ただし、第三号から第六号までに掲げる経費について概算払をする場合においては、各省各
庁の長は、財務大臣に協議することを要する。

一 旅費
二 官公署に対し支払う経費（次号から第六号までに掲げる経費を除く。）
三 委託費
四 補助金、負担金及び交付金
五 損害賠償金
六 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第八十二条第一項に規定する訴訟上の救助により納付
を猶予された裁判費用のうち鑑定に必要な費用及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十
号）第一百七十三条第一項に規定する鑑定に必要な費用

第五十九条 削除
(前金払のできる経費の指定)
第五十条 会計法第二十二条の規定により前金払をすることができるのは、次に掲げる経費に限
る。ただし、第八号から第十五号までに掲げる経費について前金払をする場合においては、各省各
庁の長は、財務大臣に協議することを要する。

従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

2 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は隨時に、一般競争に参加しようとする者の申請をまつて、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

3 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、第一項の資格を有する者の名簿を作成するものとする。

4 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、第一項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに第二項に規定する申請の時期及び方法等について公示しなければならない。

(契約担当官等が定める一般競争参加者の資格)

契約担当官等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうため特に必要があると認めるときは、各省各庁の長の定めるところにより、前条第一項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる。

第二款 公告及び競争

(入札の公告)

契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日前日から起算して少なくとも十日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。

(入札について公表する事項)

前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一 競争入札に付する事項
二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
三 契約条項を示す場所
四 競争執行の場所及び日時

第五条 会計法第二十九条の四第一項の保証金（以下「入札保証金」という。）に関する事項

(入札の無効)

契約担当官等は、第七十四条の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(入札保証金の納付の免除)

第七十七条 契約担当官等は、会計法第二十九条の四第一項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
(入札保証金に代わる担保)

第七十八条 会計法第二十九条の四第二項の規定により契約担当官等が入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、国債のほか、次に掲げるものとする。

一 政府の保証のある債券
二 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
三 銀行が振り出し又は支払保証をした小切手
四 その他確実と認められる担保で財務大臣の定めるもの
2 前項の担保の価値及びその提供の手続は、別に定めるものを除くほか、財務大臣の定めるところによる。

（予定価格の作成）

第七十九条 契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格（第九十一条第一項の競争においては交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とし、同条第二項の競争にあつては財務大臣の定めるものとする。以下次条第一項において同じ。）を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

第八十条 予定価格の決定方法

予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

第八十二条 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

第八十三条 契約担当官等は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達しない場合は、直ちに、再度の入札をすることができる。

第三款 落札者の決定

(落札者の決定)

契約担当官等は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないとときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(再度入札)

契約担当官等は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

第四款 落札者の決定等

(落札者の決定)

契約担当官等は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達しない場合は、直ちに、再度の入札をすることができる。

第五款 落札者の決定等

(落札者の決定)

契約担当官等は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達しない場合は、直ちに、再度の入札をすることができる。

第六款 落札者の決定等

(落札者の決定)

契約担当官等は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達しない場合は、直ちに、再度の入札をすることができる。

第七款 落札者の決定等

(落札者の決定)

契約担当官等は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達しない場合は、直ちに、再度の入札をすることができる。

第八款 落札者の決定等

(落札者の決定)

	2	低の価格をもつて申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。
	2	契約担当官等は、契約審査委員の意見のうちの多數が自己の意見と異なる場合においても、当該契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。
	2	（公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としない場合の手続）
	2	契約担当官等は、第八十四条に規定する契約に係る競争を行なった場合において、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認めたときは、その理由及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を当該各省各庁の長に提出し、その者を落札者としないことについて承認を求めなければならない。
	2	契約担当官等は、前項の承認があつたときは、次順位者を落札者とするものとする。
	2	（最低入札者を落札者としなかつた場合の書面の提出）
	2	第九十条 契約担当官等は、次の各号に掲げる場合においては、遅滞なく、当該競争に関する調書を作成し、当該各号に掲げる書面の写しを添え、これを当該各省各庁の長を経由して財務大臣及び会計検査院に提出しなければならない。
	2	（交換等についての契約を競争に付して行なう場合の落札者の決定）
	2	第九十一条 契約担当官等は、会計法第二十九条の六第二項の規定により、国の所有に属する財産の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面並びに第八十七条に規定する契約審査委員の意見を記載し、又は記録した書面
	2	二 前条の規定により次順位者を落札者としたとき。 同条に規定する理由及び自己の意見を記載し、又は記録した書面並びに当該各省各庁の長の承認があつたことを証する書面
	2	（交換等についての契約を競争に付して行なう場合の落札者の決定）
	2	第九十二条 契約担当官等は、会計法第二十九条の六第二項の規定により、その性質又は目的から同条第一項の規定により難い契約で前項に規定するもの以外のものについては、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。
	2	（再度公告入札の公告期間）
	2	第九十三条 契約担当官等は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、本節の規定に準じ、せり売りに付することができます。
	2	（指名競争に付することができる場合）
	2	第九十四条 会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。
	2	一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
	2	二 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。
	2	三 予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借り入れるとき。
	2	四 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。
	2	五 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
	2	六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。
	2	（随意契約によることができる場合）
	2	第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
	2	一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
	2	二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
	2	三 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない財産を買い入れるとき。
	2	四 予定価格が百六十万円を超えない財産を売り払うとき。
	2	五 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
	2	六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
	2	八 運送又は保管をさせるとき。
	2	九 沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
	2	十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものとの生産に係る物品を売り払うとき。
	2	十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
2	2	（随意契約によることができる場合）

十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。

十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。

十四 罷災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

十五 外国で契約をするとき。

十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。

十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負するとき。

十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。

十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買入れるとき。

二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売却し払い、貸し付け又は信託するとき。

二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の緣故がある者に売却し払い又は貸し付けるとき。

二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買入れる若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。

二十五 国が國以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売却し払いとき。

第九十九条の二 契約担当官等は、競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をして落札者がないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第九十九条の三 契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第九十九条の四 前二条の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(予定価格の決定) 第九十九条の五 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第八十条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の微取) 第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徵さなければならない。

(第五節 契約の締結) 第一百条 (契約書の記載事項) 会計法第二十九条の八第一項本文の規定により契約担当官等が作成すべき契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

第百一条 (契約書の記載事項) 会計法第二十九条の八第一項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督(以下本節において「監督」という。)は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によつて行なうものとする。

(監督の方法) 第百二条 (監督の方法) 会計法第二十九条の十一第一項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督(以下本節において「監督」という。)は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によつて行なうものとする。

一 契約履行の場所
二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
三 監督及び検査
四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除
五 危険負担
六 契約に関する紛争の解決方法
七 その他必要な事項

二 前項に定めるもののほか、契約書の記載その他その作成に関する細目は、財務大臣の定めるところによる。

(契約書の作成を省略することができる場合) 第百三条 (契約書の作成を省略することができる場合) 会計法第二十九条の八第一項ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 第七十二条第一項の資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が百五十万円(外国で契約するときは、二百万円)を超えないものをするとき。

二 セリ売りに付するとき。

三 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。

四 第一号に規定するもの以外の随意契約について各省各庁の長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

五 各省各庁の長は、前項第四号の規定による認定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

六 財務大臣は、前項の協議が整つたときは、会計検査院に通知しなければならない。

(契約保証金の納付の免除) 第百四条 (契約保証金の納付の免除) 契約担当官等は、会計法第二十九条の九第一項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に国を被保険者とする履行保証契約を結んだとき。

二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を結んだとき。

三 第七十二条第一項の資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争若しくはセリ売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

(契約保証金に代わる担保) 第百五条 (契約保証金に代わる担保) 第七十八条の規定は、契約担当官等が契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用する。

(第六節 契約の履行)

(売払代金の完納時期)

第一百一条 (売払代金の完納時期) 国の所有に属する財産の売払代金は、法律又は政令に特別の規定がある場合を除くほか、その引渡しの時まで又は移転の登記若しくは登録の時までに、完納させなければならない。

(貸付料の納付時期) 第百二条 (貸付料の納付時期) 貨産の貸付料は、法律又は政令に特別の規定がある場合を除くほか、前納されなければならない。ただし、貸付期間が六月以上にわたるものについては、分割して定期に前納されなければならない。

(監督の方法) 第百三条 (監督の方法) 会計法第二十九条の十一第一項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督(以下本節において「監督」という。)は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によつて行なうものとする。

(監督の方法) 第百四条 (監督の方法) 会計法第二十九条の十一第二項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を

支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む)をするため必要な検査(以下本節において「検査」という。)は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なうものとする。

(検査の一部省略)

第一百一条の五 会計法第二十九条の十一第三項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる契約のうち財務大臣の定める物件の買入れに係るものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。(監督及び検査を契約担当官等及びその補助者以外の職員に行なわせる場合の手続等)

第一百一条の六 第六十八条第一項の規定は、各省各庁の長が会計法第二十九条の十一第四項の規定により当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員に監督又は検査を行なわせる場合に、第二十六条第三項の規定は、各省各庁の長が同法第二十九条の十一第四項の規定により他の各省各庁所属の職員に監督又は検査を行なわせる場合に、それぞれ準用する。

2 前項に規定する場合において、各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に監督又は検査を行なわせることができる。この場合においては、同項において準用する第二十六条第三項の規定による同意は、その指定しようとする官職及び行なわせようとする事務の範囲についてあれば足りる。

3 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、監督又は検査を当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に行なわせることとしたときは、当該契約担当官等にその旨並びに当該監督又は検査を行なわせることとした職員の官職及び氏名を、当該監督又は検査を行なわせることとした職員に關係の契約担当官等の官職及び氏名を、それぞれ通知しなければならない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第一百一条の七 契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、契約担当官等から監督を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から監督を命ぜられた職員の職務と兼ねることができない。

(監督及び検査の委託)

第一百一条の八 契約担当官等は、会計法第二十九条の十一第五項の規定により、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により国のある職員によって監督又は検査を行なうことが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、國の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

(検査調査書の作成)

第一百一条の九 契約担当官等、契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員は、検査を完了した場合においては、財務大臣の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の十分の九、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価をこえることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

(競争に参加させないことができる者についての報告等)

第一百二条 契約担当官等は、その取扱いに係る契約に關し、第七十一条の規定に該当すると認められる者があつたときは、財務大臣の定めるところにより、その事實を詳細に記載し、又は記録し、た書面により当該各省各庁の長に報告しなければならない。

第七節 雜則

2 各省各庁の長は、前項の報告を受けた場合において、その報告に係る者が第七十一条の規定に該当すると認めたときは、その事實を記載し、又は記録した書面を財務大臣に送付しなければならない。

3 財務大臣は、前項の書面の送付を受けたときは、これを取りまとめて関係の各省各庁の長に送付するものとする。

(長期継続契約ができるもの)

第一百二条の二 契約担当官等は、会計法第二十九条の十二の規定により、翌年度以降にわたり、次に掲げる電気、ガス若しくは水又は電気通信役務について、その供給又は提供を受ける契約を締結することができる。

一 電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者が供給する電気

二 ガス事業法第二条第十二項に規定するガス事業者が供給するガス

三 水道法第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法第二条第五項に規定する工業用水道事業者が供給する水

四 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第一条第五号に規定する電気通信事業者が提供する電気通信役務(財務大臣の定めるものを除く。)

(競争参加者の資格等を定めようとする場合の財務大臣への協議)

第一百二条の三 各省各庁の長は、第七十二条第一項の一般競争に参加する者に必要な資格、第八十五条の基準若しくは第九十五条第一項の指名競争に参加する者に必要な資格を定めようとするとき、又は同条第四項の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。この場合において、その定めようとする事項が競争に参加する者に必要な資格であるときは、当該協議は、その資格の基本となるべき事項についてあれば足りる。

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議)

第一百二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合において、指名競争に付することを不利と認めて指名競争に付そうとする場合において、その不利と認められる理由が次のイからハまでの一に該当するとき。

二 一般競争に付することを不利と認めて指名競争に付そうとする場合において、その不利と認められる理由が次のイからハまでの一に該当するとき。

イ 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあること。

ロ 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであつて検査が著しく困難であること。

ハ 契約上の義務違反があるときは国の事業に著しく支障をきたすおそれがあること。

三 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。

四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

ハ 契約上の義務違反があるときは国の事業に著しく支障をきたすおそれがあること。

イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。

ロ 隨意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもつて契約をすることができる見込みがあること。

ハ 買入れを必要とする物品が多量であつて、分割して買い入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあること。

二 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

五 第九十四条第一項各号に掲げる場合において、指名競争に付そうとするとき。

六 第九十四条第二項の規定により、随意契約によることができる場合において、指名競争に付
そうとするとき。

七 第九十九条第一号から第十八号まで、第九十九条の二又は第九十九条の三の規定により随意
契約によろうとするとき。

(各省各庁の組織相互間の契約に準ずる行為)
（各省各庁の組織相互の間ににおいて行なう契約に準ずる行為については、契約の例に
より取り扱うものとする。ただし、次に掲げる行為は、行なわないことができる。）
一 第七十二条第二項（第九十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による競争に
参加する者に必要な資格の審査

二 入札保証金又は契約保証金の納付

三 契約書の作成

四 競争に付すること。

第八章 国庫金及び有価証券

第一節 保管金及び有価証券

（保管に係る現金の日本銀行への払込）

各省各庁の長の保管に係る現金は、これを日本銀行に払い込まなければならない。但し、数日内に払渡す必要がある場合その他特別の事由がある場合には、この限りでない。

（国への所有又は保管に係る有価証券の取扱）

各省各庁の長の保管に係る有価証券又は各省各庁の長の保管に係る有価証券は、財務大臣の定めるところにより、日本銀行をしてその取扱をなさしめる。

（保管に係る現金又は有価証券等の取扱手続）

各省各庁の長の保管に係る現金若しくは有価証券又は国の所有に係る有価証券の取扱手続に關しては、法律又は政令に特別の規定がある場合の外は、財務大臣がこれを定める。

第二節 国庫金の出納

（日本銀行における国庫金の出納事務の取扱）

日本銀行は、この勅令の規定による外、財務大臣の定めるところにより、国庫金出納の事務を取り扱わなければならぬ。

日本銀行で受け入れた国庫金は、国の預金とし、その種別及び受払に関する事項は、財務大臣がこれを定める。

（国の預金の利子）

日本銀行は、国の預金については、財務大臣の特に定めるものに限り、その定めるところにより相当の利子を附さなければならない。

第三節 日本銀行の計算報告及び出納証明

（国庫金出納報告書の提出）

日本銀行は、財務大臣の定めるところにより、国庫金の出納報告書を財務大臣に提出しなければならない。

（国庫金出納計算書の作製及び送付）

日本銀行は、会計検査院の検査を受けるため、国庫金の出納計算書を作製し、証拠書類その他必要な書類を添え、これを財務大臣に送付しなければならない。

日本銀行は、財務大臣の定めるところにより、国債の発行による収入金及び国債元利払資金の収支を整理し、これを前項の計算書に掲記しなければならない。

財務大臣は、第一項の計算書を調査し、同項の書類とともに、これを会計検査院に送付しなければならない。

（有価証券受払計算書の作製及び送付）

日本銀行は、会計検査院の検査を受けるため、国の所有又は保管に係る有価証券受払計算書を作製し、証拠書類その他必要な書類を添え、これを財務大臣に送付しなければならない。

財務大臣は、前項の計算書を調査し、同項の書類とともに、これを会計検査院に送付しなければならない。

第九章 出納官吏
第一節 総則

（出納官吏等の任命）

第一百十一条 会計法第三十九条から第四十条の二までの場合において、各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者を出納官吏、分任出納官吏、出納官吏代理又は出納員とすることができる。

第二十六条第三項及び第四項の規定は、各省各庁の長が他の各省各庁所属の職員を出納官吏、分任出納官吏、出納官吏代理又は出納員としようとする場合に、これを準用する。

（出納員の事務取扱についての所属）

第一百十二条 出納員は、主任出納官吏又は分任出納官吏に所属して出納の事務を取り扱わなければならぬ。

（出納員の領収した現金の取扱）

第一百十三条 出納員の領収した現金は、これを所属の出納官吏に払い込まなければならない。但し、各省各庁の長において、必要があると認めるときは、他の出納官吏又は出納員に交付せしめることができる。

（現金の出納保管）

第一百十四条 出納員の領収した現金は、この勅令に定めるものの外、財務大臣の定めるところにより、現金の出納保管をしなければならない。

第二節 責任

（弁償責任の検定の請求）

第一百十五条 会計法第四十三条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の場合において、弁償を命ぜられた出納官吏又は出納員は、その責を免がれるべき理由があると信ずるときは、その理由を明らかにする書類及び計算書を作製し、証拠書類を添え、各省各庁の長を経由してこれを会計検査院に送付し、その検定を求めることができる。

各省各庁の長は、前項の場合においても、その命じた弁償を猶予しない。

（現金の亡失の通知）

第一百五十五条の二 各省各庁の長は、出納官吏がその保管に係る現金を亡失した場合には、会計検査院又は財務大臣の定めるところにより、その旨をそれぞれ会計検査院又は財務大臣に通知しなければならない。

第三節 検査及び証明

（帳簿金庫の検査）

第一百六十六条 各省各庁の長は、毎年三月三十一日（同日が土曜日に当たるときはその前日とし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とする。）又は主任出納官吏若しくは分任出納官吏が交替するとき、若しくはその廢止があつたときは、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員のうちから検査員を命じて、当該出納官吏の帳簿金庫を検査させなければならない。ただし、臨時に資金の前渡を受けた職員の帳簿金庫については、定期の検査を必要としない。

財務大臣又は各省各庁の長は、必要があると認めるときは、隨時、財務省所属の職員若しくは他の各省各庁所属の職員又は当該各省各庁所属の職員若しくは他の各省各庁所属の職員のうちから検査員を命じて、出納官吏又は出納員の帳簿金庫を検査せしめるものとする。

財務大臣又は各省各庁の長は、前二項の規定により検査員を命ずる場合（他の各省各庁所属の職員のうちから検査員を命ずる場合を除く。）において必要があるときは、当該各省各庁所属の職員にこれを行なわせることができる。

第二十六条第三項の規定は、財務大臣又は各省各庁の長が第一項又は第二項の規定により他の各省各庁所属の職員のうちから検査員を命ずる場合に、これを準用する。

（検査の立会い）

第一百七十七条 検査員は、前条の検査をするときは、これを受ける出納官吏又は出納員その他適當な者を立ち会わせなければならない。

(検査書の作製等)

第一百八十八条 検査員は、出納官吏又は出納員の帳簿金庫を検査したときは、検査書二通を作製し、一通を当該出納官吏又は出納員に交付し、他の一通を当該検査員を命じた者に提出しなければならない。

検査員は、前項の検査書に記名するとともに、前条の規定により立ち会つた者に記名させるものとする。

第一百八十九条 出納官吏又は出納員において他の公金の出納を兼掌するときは、検査員は、併せて、他の公金の検査を行わなければならない。

(出納計算書の作成及び提出)

第一百二十条 歳入金の収納をつかさどる職員は、会計検査院の検査を受けるため、出納計算書を作成し、証拠書類その他必要な書類を添え、歳入徴収官を経由して会計検査院に提出しなければならない。

第一百二十一条 資金の前渡を受けた職員は、会計検査院の検査を受けるため、出納計算書を作成し、証拠書類その他必要な書類を添え、官署支出官を経由して会計検査院に提出しなければならない。

第一百二十二条 歳入歳出外現金の出納を掌る職員は、会計検査院の検査を受けるため、出納計算書を作製し、証拠書類その他必要な書類を添え、その所属の各省各庁の長又はその指定する職員を経由してこれを会計検査院に提出しなければならない。

第一百二十三条 削除

(分任出納官吏及び出納員の出納計算)

第一百二十四条 分任出納官吏の出納は、すべて主任出納官吏の計算とし、又、出納員の出納はすべて所属の出納官吏の計算として取り扱い、その出納に関する報告書及び計算書は、各別にこれを提出することを必要としない。但し、その所属の各省各庁の長又は会計検査院において特に必要があると認めるときは、別に分任出納官吏又は出納員をしてその出納の報告書又は計算書を提出せしめることがあるものとする。

(出納官吏の交替等の場合の出納計算)

第一百二十五条 出納官吏の交替、廃止その他の異動があつたときは、異動前の出納官吏が執行した出納のうち、まだ百二十条から百二十三条までの手続をしていない分については、異動後の出納官吏（各省各庁の長又はその委任を受けた職員が必要があると認めるときは、その指定する職員）がこれらの規定に定める手続をしなければならない。

第一百二十六条及び第一百二十七条 削除

(日記簿、帳簿)

第一百二十八条 財務省は、日記簿、原簿及び補助簿を備え、国庫金の出納を登記しなければならない。
(歳入歳出の主計簿)

(日記簿、原簿及び補助簿)

第一百二十九条 財務省は、歳入歳出の主計簿を備え、歳入主計簿には、歳入予算額、徴収決定済額、収納済歳入額、不納欠損額及び収納未済歳入額を登記し、歳出主計簿には、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額、流用等増減額、支出済歳出額、翌年度へ繰越額及び歳出予算残額を登記しなければならない。
(歳入簿、歳出簿及び支払計画差引簿)

第一百三十条 各省各庁は、歳入簿、歳出簿及び支払計画差引簿を備え、歳入簿には、歳入予算額、徴収決定済額、収納済歳入額、不納欠損額及び収納未済歳入額を登記し、歳出簿には、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額、流用等増減額、支出済歳出額、翌年度へ繰越額及び歳出予算残額を登記しなければならない。

(徵收簿)

第一百三十二条 官署支出官は、支出決定簿を備え、支払計画示達額、支出決定済額及び支払計画示達額を登記しなければならない。

(支出簿)

第一百三十三条 センター支出官は、支出簿を備え、支払計画示達額、支出済額及び支払計画示達額を登記しなければならない。

(支出負担行為認証官の帳簿)

第一百三十四条の二 各省各庁の長が会計法第十三条の三の規定により、その所掌に係る支出負担行為の全部又は一部について認証を行わせる場合においては、前条の規定にかかわらず、支出負担行為認証官は、同条の帳簿を備え、同条に規定する事項を登記しなければならない。この場合において、支出負担行為認証官の備える帳簿は、第三十九条第四項の規定により通知された支出負担行為の計画に関する事項を登記するものとし、その支出負担行為の計画に関しては、官署支出官は、登記することを必要としないものとする。

(現金出納簿)

第一百三十五条 出納官吏及び出納員は、現金出納簿を備え、現金の出納を登記しなければならない。

(帳簿の様式及び記入の方法)

第一百三十六条 削除
(帳簿の登記)

第一百三十七条 第百二十九条から百三十五条までに規定する帳簿の様式及び記入の方法は、財務大臣がこれを定める。

(日本銀行の帳簿)

第一百三十七条の二 帳簿の登記は、その登記原因の発生の都度、直ちにこれをしなければならない。

(日本銀行の帳簿)

第一百三十八条 日本銀行は、次に掲げる帳簿を備え、国のために取り扱う現金の出納又は有価証券の受払いを登記しなければならない。

一 国庫金の出納を登記すべき帳簿
二 国債の発行及び償還に関する出納を登記すべき帳簿
三 国債利払資金の出納を登記すべき帳簿
四 有価証券の受払いを登記すべき帳簿

前項の帳簿の様式及び記入の方法は、財務大臣の認可を経て、日本銀行がこれを定める。

(主計簿の締切り)

第一百三十九条 財務大臣は、会計検査院の長の指定する検査官その他の職員の立会いの上、毎年七月三十一日（同日が土曜日に当たるときはその前日とし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とする）において、前年度の歳入歳出の主計簿を締め切らなければならない。

第十一章 雜則

(事務の代理等)

第一百三十九条の二 各省各庁の長は、会計法第四十六条の三第一項の場合において、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に同項各号に掲げる者の事務を代理させることができる。

第二十六条第三項及び第四項の規定は、各省各庁の長が会計法第四十六条の三第一項の規定により他の各省各庁所属の職員に同項各号に掲げる者の事務を代理させ又は官職の指定により代理させる場合に、第六十八条第一項の規定は、各省各庁の長が同法第四十六条の三第一項の規定により当該各省各庁所属の職員に契約担当官及び分任契約担当官の事務を代理させる場合に、それ準用する。

会計法第四十六条の三第一項の規定により同項各号に掲げる者の事務を代理する職員は、その取り扱う事務の区分に応じて、それぞれ歳入徴収官代理、支出負担行為認証官代理、契約担当官代理、分任歳入徴収官代理、分任支出負担行為担当官代理若しくは分任契約担当官代理又は支出負担行為認証官代理若しくは支出官代理といふ。

各省各庁の長は、会計法第四十六条の三第一項の規定により支出負担行為に関する事務を代理されたときはその旨を関係の官署支出官、支出負担行為認証官又は同法第十七条の規定により資金の前渡を受ける職員に、同項の規定により支出に関する事務（支出の決定の事務に限る。）を代理させたときはその旨を関係の支出負担行為認証官に、それぞれ通知しなければならない。

第一百三十九条の三 各省各庁の長は、会計法第四十六条の三第二項の規定により当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に同項各号に掲げる者（同項の規定によりこれらの者の事務を代理する職員を含む。以下この条において「会計機関」という。）の事務の一部を処理させる場合には、その処理させる事務の範囲を明らかにしなければならない。

前条第一項の規定は、会計法第四十六条の三第二項の場合に準用する。

各省各庁の長は、会計法第四十六条の三第二項の規定により当該各省各庁所属の職員に会計機関の事務の一部を処理させることのあるときは、同項の権限を、外局の長等に委任することができる。この場合において、各省各庁の長は、同項の規定により当該事務を処理させる職員（当該各省各庁に置かれた官職を指定する者に当該事務を処理させることのある官職）の範囲及びその処理させる事務の範囲を定めるものとする。

第二十六条第三項及び第四項の規定は、各省各庁の長が会計法第四十六条の三第二項の規定により他の各省各庁所属の職員に会計機関の事務の一部を処理させ又は官職の指定により処理させることのある職員（当該各省各庁に置かれた官職）の範囲及びその処理させる事務の範囲を定めるものとする。

第二十六条第三項及び第四項の規定は、各省各庁の長が会計法第四十六条の三第二項の規定により他の各省各庁所属の職員に会計機関の事務の一部を処理させ又は官職の指定により処理させることのある職員（当該各省各庁に置かれた官職）の範囲及びその処理させる事務の範囲を定めるものとする。

（都道府県が行う国の会計事務）

各省各庁の長は、会計法第四十八条第一項の規定により国との歳入の徴収及び歳出の支出しに関する事務を都道府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととなる事務として定める場合には、当該知事又は知事の指定する職員が行うこととなる事務の範囲について、あらかじめ財務大臣に協議しなければならない。

各省各庁の長は、会計法第四十八条第一項の規定により国との歳入の徴収及び歳出の支出しに関する事務を都道府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととなる事務として定める場合には、当該知事又は知事の指定する職員が行うこととなる事務の範囲を明らかにして、当該知事又は知事の指定する職員が行うこととなる事務の範囲を明らかにして、当該知事又は知事の指定する職員がこれら的事務を行うこととなることについて、あらかじめ当該知事の同意を求めるなければならない。

都道府県の知事は、各省各庁の長から前項の規定により同意を求められた場合には、その内容について同意をするかどうかを決定し、同意をするときは、知事が自ら行う場合を除き、事務を行いう職員を指定するものとする。この場合において、当該知事は、都道府県に置かれた職を指定することにより、その職にある者に事務を取り扱わせることができる。

各省各庁の長は、前項の通知（国の歳入の徴収、歳出の支出、繰越しの手続及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続に関する事務に係るものに限る。）があつたときは、その通知の内容について財務大臣に通知するものとし、財務大臣は、当該通知（都道府県の知事が同意をしない決定をしたもので、繰越しの手続及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続に関する事務に係るものに限る。）があつたときは、その通知の内容について関係の財務局長又は福岡財務支局長に通知するものとする。

（計算証明書類の様式及び提出期限）

第一百四十二条 前条の計算証明書類を除く外、この勅令に規定する書類の様式は、財務大臣がこれを定める。

第一百四十三条 この勅令に定めるもの外、収入、支出その他の国の会計経理に関する必要な規定は、会計検査院の定めるところによらなければならぬ。（その他の書類の様式）

第一百四十四条 第百四十二条の計算証明書類を除く外、この勅令に規定する書類の様式は、財務大臣がこれを定める。

第一条 この勅令は、公布の日から、これを施行する。但し、第八条第一項、第二項及び第十六条の改正規定、第二十六条の改正規定中衆議院、参議院、最高裁判所及び会計検査院に関する部分、第一百十一条乃至第一百五十五条及び第一百四十条の改正規定並びに附則第五条の会計規則臨時特例の一部を改正する規定中各省大臣又は所管大臣を各省各庁の長に改める部分は、日本国憲法施行の日から、第二条第六号及び第四条の改正規定中國庫金振替書に関する部分、第三十二条第二項及び第四十七条の改正規定並びに第六十一条第二項の改正規定は、会計法中國庫金振替書に関する規定施行の日から、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第六十四条及び第六十五条の改正規定、第一百二十九条の改正規定中契約等総括簿に関する部分並びに第一百三十二条及び第一百三十三条の改正規定は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

第八条第三項、第九条乃至第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条乃至第二十三条の改正規定は、昭和二十二年度以後の会計年度の帳簿について、これを適用する。

第一百二十九条の改正規定中歳入歳出の主計簿に関する部分、第一百三十条、第一百三十一条、第一百三十四条及び第一百三十五条の改正規定並びに第一百三十八条第一項第三号及び第四号の改正規定は、昭和二十二年度以後の会計年度の帳簿について、これを適用する。

第一項但書及び前二項に掲げる規定以外の規定は、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。

第六条 大正十二年勅令第三百五号（大藏大臣の承認を経なければ他の費途の金額を流用することのできない費途に関する勅令）は、これを廃止する。但し、昭和二十一年度の予算については、なお、その効力を有する。

第九条の二 財政法第六条に規定する剰余金は、当分の間、第十九条の規定にかかるらず、同条の規定により計算して得た額から、当該年度における航空機燃料税の収入額の十三分の十一に相当する金額が当該年度における航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として一般会計の歳入予算に計上された金額を超える場合における当該超える額を控除して計算する。

第九条の三 令和三年度から令和七年度までの各年度における財政法第六条に規定する剰余金は、第十九条及び前条の規定にかかるらず、同条の規定により計算して得た額から、第一号、第二号

及び第五号に掲げる額の合計額が第三号及び第四号に掲げる額の合計額を上回る場合における当該上回る額を控除して計算する。

一 平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された復興費用（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。第三号及び附則第十条において「復興財源確保法」という。）第六十九条第一項に規定する復興費用をいう。）に関する経費（各特別会計への繰入れに係るものと除く。）であつて、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、当該各年度において、国に返納された金額（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。）

二 当該各年度の一般会計予算に東日本大震災復興特別会計への繰入金として計上された額（第4号において「東日本大震災復興特別会計繰入金予算額」という。）

三 当該各年度の一般会計予算に復興財源確保法第七十二条第四項に規定する国会の議決を経た範囲に属する収入として計上された額（第五号において「復興税外収入予算額」という。）

四 当該各年度の東日本大震災復興特別会計繰入金予算額に係る支出済歳出額

第九条の四 令和四年度における財政法第六条に規定する剩余金は、第十九条及び前二条の規定にかかるわらず、前条の規定により計算して得た額から、同年度の一般会計補正予算（第2号）（次項において「令和四年度第二次補正予算」という。）に脱炭素成長型経済構造移行費用（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）附則第三条第一項第一号に規定する脱炭素成長型経済構造移行費用をいう。次項において同じ。）として計上された額が当該額に係る支出済歳出額及び翌年度繰越額の合計額を上回る場合における当該上回る額を控除して計算する。

令和五年度から令和七年度までの各年度における財政法第六条に規定する剩余金は、第十九条及び前二条の規定にかかるわらず、前条の規定により計算して得た額から、令和四年度第二次補正予算に計上された脱炭素成長型経済構造移行費用に関する経費であつて、同法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、当該各年度において不用となつた金額及び国に返納された金額（以下この項において「不用額等」という。）がある場合には、における当該不用額等（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。）を控除して計算する。

前項の規定は、令和八年度から令和十四年度までの各年度における財政法第六条に規定する剩余金について準用する。この場合において、同項中「前一条」とあるのは「附則第九条の二」と、「前条」とあるのは「同一条」と、「不用となつた金額及び国に返納された金額（以下この項において「不用額等」という。）」とあるのは「国に返納された金額」と、「当該不用額等」とあるのは「当該金額」と読み替えるものとする。

第十条 復興財源確保法第七十条及び財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第三条第二項の規定により令和三年度から令和七年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に係る収入であつて当該各年度所属の歳入とされるものについては、第七条第一項本文の規定にかかるわらず、日本銀行において当該各年度所属の歳入金として当該各年度の翌年度の六月三十日まで受け入れることができる。

第十一条の二 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七条第三項の規定により令和五年度から令和十四年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に係る収入であつて当該各年度所属の歳入とされるものについては、第七条第一項本文の規定にかかるわらず、日本銀行において当該各年度所属の歳入金として当該各年度の翌年度の六月三十日まで受け入れることができる。

第十二条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定が適用される場合における第五十一条の規定の適用については、同条第六号中「及び」とあるのは「並びに」と、「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十二年度

等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）の規定による子ども手当」と、同条第七号の中「第六十九条第二項」とあるのは「第六十九条第二項（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第二項を含む。）」とする。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定が適用される場合における第五十二条の規定の適用については、同条第六号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」の規定による児童手当」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）」の規定による子ども手当」と、同条第七号の中「第六十九条第二項」とあるのは「第六十九条第二項（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定による改正前の児童手当法第二十条第二項を含む。）」とする。

附 則（昭和二三年六月二〇日政令第二二〇号）
この政令は、昭和二十二年十月二十一日から、これを施行する。但し、第六十条の二乃至第六十条の七、第六十七条の二及び第一百三十六条の二の改正規定は、同年十一月一日から、これを施行する。

附 則（昭和二四年四月一八日政令第六九号）抄
この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。但し、第十二条第一項及び第十二条から第十四条までの改正規定は、昭和二十四年度分の予算から適用する。

附 則（昭和二四年五月三日政令第一二七号）
この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和二四年五月三日政令第一七九号）
この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和二四年一〇月二八日政令第三五六号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二五年三月三日政令第六二号）抄
この政令は、昭和二十五年三月三日から施行する。但し、第十二条の改正規定は、昭和二十五年三月三日から施行する。

附 則（昭和二五年四月二八日政令第九九号）
この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和二五年三月三日政令第二九一号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二五年四月二八日政令第七七号）抄
この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和二五年九月一〇日政令第二九一号）
この政令は、昭和二十六年九月一〇日から施行する。

附 則（昭和二六年三月三日政令第七七号）抄
この政令は、昭和二十六年三月三日から施行する。

附 則（昭和二六年三月三日政令第八二号）
この政令は、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）施行の日から施行する。

この政令施行の際改正前の予算決算及び会計令第百三条の規定により大蔵省預金部に預入されている各省各府の長の保管に係る現金は、この政令施行の際改正後の予算決算及び会計令第三十九条の規定により日本銀行に払い込まれたものとする。

この政令は、会計法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百三十六号）の施行の日（昭和三十七年八月二十日）から施行する。

附 則（昭和三八年四月三〇日政令第一五二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年一〇月一二日政令第三三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年四月一日政令第一一一号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年六月一五日政令第一〇六号）抄

この政令は、法の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附 則（昭和四一年六月一三日政令第一八七号）

この政令は、法の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附 則（昭和四一年四月一一日政令第一一四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年六月一三日政令第一八七号）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、改正後の予算決算及び会計令第十九条の規定は、昭和四十一年度における財政法第六条に規定する剩余金については、なお従前の例による。

附 則（昭和四一年四月一一日政令第一一四号）

この政令は、法の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附 則（昭和四一年六月一三日政令第一八七号）

この政令は、法の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

この政令は、改正後の予算決算及び会計令第十九条各号とするのは、「改正後の予算決算及び会計令第十九条各号」とあるのは、「改正後の予算決算及び会計令第十九条第一号に掲げる額（空港整備特別会計法施行令（昭和四十五年政令第七十六号）附則第五項に規定する額に相当する額を控除した額とする）、同条第二号に掲げる額」として同項の規定により計算して得た額から、前項各号に掲げる額の合算額を控除して計算する。

附 則（昭和四〇年六月一五日政令第一〇六号）抄

この政令は、法の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附 則（昭和四一年六月一三日政令第一八七号）

この政令は、法の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附 則（昭和四一年九月三〇日政令第三三九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年九月三〇日政令第三三九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年七月二九日政令第二六二号）

この政令は、公布の日から施行する。

二 道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二百二十六号）附則第九項の規定により当該年度において国に返還された額

昭和四十四年度における財政法第六条に規定する剩余金は、改正政令附則第三項中「改正後の予算決算及び会計令第十九条各号」とあるのは、「改正後の予算決算及び会計令第十九条第一号に掲げる額（空港整備特別会計法施行令（昭和四十五年政令第七十六号）附則第五項に規定する額に相当する額を控除した額とする）、同条第二号に掲げる額」として同項の規定により計算して得た額から、前項各号に掲げる額の合算額を控除して計算する。

昭和四十五年度及び昭和四十六年度における財政法第六条に規定する剩余金は、改正政令附則第三項の規定により計算して得た額から、附則第二項第一号中「道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）第一百二十八条第一項」とあるのは、「道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）第一百二十八条第一項（同法第一百三十条の二第三項において準用する場合を含む。）」とした場合における当該剩余金にあつては、改正政令附則第三項の規定により計算して得た額）から、附則第二項各号中「当該年度」とあるのは、「当該各年度」と、道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）第一百二十八条第一項」とあるのは、「道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）第一百二十八条第一項（同法第一百三十条の二第三項において準用する場合を含む。）」とした場合における当該剩余金にあつては、改正政令附則第三項の規定により計算して得た額として一般会計の歳入予算に計上された金額を超える額を控除して計算する。

昭和四十七年度から昭和五十六年度までの各年度における財政法第六条に規定する剩余金は、予算決算及び会計令第十九条の規定により計算して得た額（昭和四十七年度から昭和五十五年度まで（昭和五十一年度を除く。）の各年度における財政法第六条に規定する剩余金は、当該各年度において新たに生じた剩余金から改正後の予算決算及び会計令第十九条各号及び次の各号に掲げる額の合算額（昭和五十二年度にあつては同条第一号及び次の一号に掲げる額の合算額、昭和五十三年度から昭和五十五年度までの各年度にあつては同条各号及び次の第一号に掲げる額の合算額）を控除して計算する。

一 当該各年度における揮発油税の收入額の全額及び石油ガス税の收入額の二分の一に相当する

金額の合算額が当該各年度における揮発油税の收入見込額として予算に定められた額の全額及び石油ガス税の收入見込額として予算に定められた額の二分の一に相当する金額の合算額を超える額

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年一〇月七日政令第三〇一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年三月一五日政令第二三号）

この政令は、昭和四十四年三月二十日から施行する。

附 則（昭和四四年三月三一日政令第四八号）抄

この政令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四四年一月一七日政令第二九八号）

この政令は、昭和四十四年十二月二十日から施行し、改正後の第百二十五条の規定は、同月を含む期間分以後の出納計算について適用する。

附 則（昭和四五年七月一三日政令第二二〇号）

この政令は、昭和四十五年十月一日から施行する。ただし、第二十五条の五及び第百四十条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五六年八月三日政令第二三〇号）

この政令は、昭和四十五年十月一日から施行する。ただし、第二十五条の五及び第百四十条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五六年一月九日政令第三〇〇号）抄

この政令は、ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第十八号）の施行の日（昭和四十五年十月十一日）から施行する。

附 則（昭和四五六年六月二十五日政令第二一〇号）

この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和四五六年一月二六日政令第三五〇号）

この政令は、昭和四十六年十一月三十日から施行し、改正後の第百二条の二の規定は、昭和四十六年九月一日から適用する。

附 則（昭和四七年三月三一日政令第四七号）

この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和四七年五月一三日政令第一八六号）抄

この政令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月二九日政令第七九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月二八日政令第五五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年七月一〇日政令第二〇七号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の予算決算及び会計令第十九条の規定は、平成元年

度における財政法第六条に規定する剩余金から適用する。

附 則 (平成二年九月二八日政令第二九〇号)

（施行期日）抄

1 この政令は、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の施行の日（平成二年十月一日）から施

行する。

附 則 (平成三年三月一五日政令第三一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年六月三〇日政令第二三六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年一二月二六日政令第四一一号)

（施行期日）抄

この政令は、ガス事業法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十二号）の施行の日

附 則 (平成七年三月三一日政令第一五六号)

（施行期日）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年六月一六日政令第二四六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年一〇月一八日政令第三五九号)

（施行期日）抄

第一条 この政令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平

成七年十二月一日）から施行する。

附 則 (平成八年三月二五日政令第四二号)

（施行期日）抄

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年三月二七日政令第六一号)

（施行期日）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年二月一九日政令第一七号)

（施行期日）抄

（施行期日）抄

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二七日政令第六一号)

（施行期日）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年二月一九日政令第一七号)

（施行期日）抄

（施行期日）抄

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二九日政令第六一号)

（施行期日）抄

（施行期日）抄

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二九日政令第六一号)

（施行期日）抄

（施行期日）抄

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二八日政令第九一号)

（施行期日）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年一一月一九日政令第三三三三号)

この政令は、民事訴訟法の施行の日（平成十年一月一日）から施行する。

附 則 (平成九年一月二七日政令第三三七号)

（施行期日）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年一二月五日政令第三四九号)

（施行期日）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月二六日政令第二四一号)

（施行期日）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年一月四日政令第九号)

（施行期日）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二六日政令第三一号)

（施行期日）抄

この政令は、平成十一年三月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月一七日政令第四五号)

（施行期日）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年九月一六日政令第二六七号)

（施行期日）抄

この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一二年二月二七日政令第四三一号)

（施行期日）抄

この政令は、平成十二年三月二十一日から施行する。

附 則 (平成一二年二月一四日政令第三三号)

（施行期日）抄

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年二月一六日政令第三七号)

（施行期日）抄

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年二月一四日政令第一二六号)

（施行期日）抄

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年六月二三日政令第三六一号)

（施行期日）抄

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇七号)

（施行期日）抄

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二九日政令第一二六号)

（施行期日）抄

この政令は、平成十三年三月二九日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二九日政令第六一号)

（施行期日）抄

(施行期日等)	
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。	
附 則 (平成一九年五月二十五日政令第一六八号) 抄	
(施行期日)	1 この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成十九年六月一日) から施行する。
附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄	
(施行期日)	第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年二月一四日政令第二六号)	
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十年三月一日から施行する。
(適用区分)	
第二条 この政令による改正後の予算決算及び会計令第七十一条第一項の規定は、一般競争に参加しようとする者がこの政令の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の事実により同項各号のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実によりこの政令による改正前の予算決算及び会計令第七十一条第一項各号のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。	
附 則 (平成二〇年二月二九日政令第四〇号) 抄	
(施行期日)	第一条 この政令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日 (平成二十年四月一日) から施行する。
附 則 (平成二〇年三月二八日政令第七八号)	
(施行期日)	第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二〇年四月二三日政令第一四六号)	
(施行期日)	第一条 この政令は、更生保護法の施行の日 (平成二十一年六月一日) から施行する。
附 則 (平成二〇年五月一三日政令第一七六号) 抄	
(施行期日)	第一条 この政令は、公布の日から施行する。
1	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二〇年五月二二日政令第一八〇号) 抄	
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年七月二五日政令第二二三七号) 抄	
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年九月一二日政令第二八三号) 抄	
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年九月一九日政令第二九七号) 抄	
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。
附 則 (平成二一年三月二七日政令第六〇号)	
(施行期日)	第一条 この政令は、公布の日から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五十一条第十一号の改正規定は、裁判員の参考する刑事裁判に関する法律 (平成十六年法律第六十三号) の施行の日 (平成二十一年五月二十日) から施行する。	
附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三〇号) 抄	
(施行期日)	第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)	附 則 (平成二一年二月二四日政令第二九六号) 抄
第一条	この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。
附 則 (平成二二年三月三一日政令第七五号) 抄	
(施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。
第一条	この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二三年三月三一日政令第七二号) 抄	
(施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。
第一条	この政令は、平成二十三年三月三一日から施行する。
附 則 (平成二四年三月一八日政令第六七号) 抄	
(施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。
第一条	この政令は、平成二十四年三月三一日から施行する。
附 則 (平成二四年三月二一日政令第九九号) 抄	
(施行期日)	この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
第一条	この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成二四年三月二三号) 抄	
(施行期日)	この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
第一条	この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成二四年七月一九日政令第一九七号) 抄	
(施行期日)	この政令は、新公訟事件手続法の施行の日 (平成二十五年一月一日) から施行する。
第一条	この政令は、平成二十四年七月一九日政令第一九七号) 抄
(施行期日)	この政令は、平成二十四年七月一九日政令第一九七号) 抄
第一条	この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律 (以下「平成二十四年改正法」という。) の施行の日 (平成二十四年十月一日) から施行する。
第六条	前条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号の規定は、平成二十六年度以後の年度における財政法 (昭和二十二年法律第三十四号) 第六条に規定する剩余金について適用し、平成二十五年度以前の年度における同条に規定する剩余金については、なお従前の例による。
附 則 (平成二五年三月一三日政令第五四号) 抄	
(施行期日)	この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
第一条	この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則 (平成二五年三月一九日政令第九八号)	
(施行期日)	この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第十条の改正規定は、公布的日から施行する。
第一条	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二一年三月二七日政令第六〇号)	
(施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。
第一条	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三〇号) 抄	
(施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。

のについては、この政令による改正前の予算決算及び会計令附則第十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「及び」とあるのは、「及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の」とする。

附 則（令和三年六月一八日政令第一七二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年六月二十八日から施行する。

附 則（令和四年六月一五日政令第二一六号）

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年四月七日政令第一六三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和五年六月二三日政令第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（令和五年六月三十日）から施行する。

1
この政令は、法の施行の日（令和五年六月三十日）から施行する。